

転出に関連する手続きをご案内します。該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。
 なお、新住所に移った日から**14日以内**に転入先の市区町村で転入手続きをしてください。

※裏面もお読みください。

柳川市役所 TEL0944-73-8111

制度など	担当窓口 (直通番号)	柳川から転出されるとき	新住所地での手続き (市町村により取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは転入先の市町村にご確認ください。)
住基カード 個人番号カード	1番 市民課 (TEL77-8472)	手続きの必要はありません。	付記転入される方は 前市町村の住基カード または 個人番号カード が必要です。 継続利用の手続きが必要です。
印鑑登録 市民カード	2番 市民課 (TEL77-8472)	転出(予定)日をもって無効になります。 印鑑登録証 または 市民カード は返却するか破棄してください。	必要な方は手続きをしてください。
妊婦健診 乳幼児健診	13番A 子育て支援課 (TEL77-8170)	手続きの必要はありません。	母子手帳 、母子手帳別冊を持って、乳幼児健診等の母子保健事業についてお尋ねください。
国民健康保険	15番 健康づくり課 (TEL77-8506)	国民健康保険証 または、 資格証明書 を返還してください。 マイナンバー関係書類※ を持参してください。	マイナンバー関係書類※ などを持って加入手続きをし、 国民健康保険証 を受け取ってください。
高齢受給者証(柳川市国保で70~74歳の人)		負担区分証明書 をお渡しします。	柳川市発行の 負担区分証明書 を持って申請手続きをしてください。
特定疾病療養受療証(柳川市国保の人)		受療証 を返還してください。受療証のコピーをお渡しします。	改めて 健康保険証 、 受療証のコピー 、 印鑑 を持って手続きをしてください。
子ども医療証 (中学3年生まで) 重度障がい者医療証 ひとり親家庭等医療証	16番 健康づくり課 (TEL77-8503)	医療証 を返還してください。	保険証 、 マイナンバー関係書類等 または 所得証明書 を持って手続きをしてください。なお、障がい者医療証の場合は 障がい者手帳 、ひとり親等医療証の場合は 戸籍全部事項証明(謄本) 等が必要です。
後期高齢者医療		[県外転出] 保険証 、 限度額適用・標準負担額減額認定証(該当者のみ) 、 特定疾病療養受療証(該当者のみ) を返還してください。 負担区分証明書 、 旧被扶養者・障がい・特定疾病の証明(該当者のみ) をお渡しします。 [県内転出] 保険証 は転出先で返還してください。 ともに マイナンバー関係書類※ が必要です。	[県外転出] 負担区分証明書 、 旧被扶養者・障がい・特定疾病の証明(該当者のみ) を持って手続きをしてください。 [県内転出] 柳川市で使用していた 保険証 を持って手続きをしてください。 ともに マイナンバー関係書類※ が必要です。
国民年金	17番 健康づくり課 (TEL77-8503)	海外へ転出される場合は 手続きが必要です。	国民年金加入者や年金受給者は 年金手帳・マイナンバー関係書類 などを持って手続きをしてください。手続きが不要な場合もあります。
児童手当	13番B 子育て支援課 (TEL77-8522)	転出予定日の月分まで柳川市で支給されません。受給事由消滅届を提出してください。	請求者の 通帳 、 健康保険証 、 印鑑 、 マイナンバー関係書類※ などを持って申請してください。
児童扶養手当(ひとり親) 特別児童扶養手当		転出届を提出してください。	証書 、 印鑑 、 通帳 、 健康保険証 、 マイナンバー関係書類※ などを持って転入届を提出してください。
保育所 認定こども園 幼稚園	13番B 子育て支援課 (TEL77-8523)	印鑑 、 マイナンバー関係書類※ を持って退所届を提出し、 教育・保育給付認定通知書 を返還してください。	保育所・認定こども園・幼稚園の入所手続きをしてください。

※裏面もお読みください。

介護保険	12番 福祉課 (TEL77-8516)	資格喪失届を提出し、 介護保険被保険者証 を返還してください。 転出先が住所地特例施設の場合は、 マイナンバー関係書類* を持参してください。	要介護認定申請中の人、認定済の人は、柳川市発行の 受給資格証明書、マイナンバー関係書類等 を持って手続きをしてください。
はり、きゅう、マッサージ 助成		施術券 を返還してください。	助成の有無をお尋ねください。
身体障がい者手帳・療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	11番 福祉課 (TEL77-8514)	手続きの必要はありません。	転入の際、 手帳、印鑑、マイナンバー関係書類* を持って住所変更をしてください。
自立支援医療(更生・育成・精神)		制度を利用されている方は 受給者証 を持って担当窓口にご相談ください。	手続きをする人はご相談ください。
障がい福祉サービス等		受給者証、福祉タクシー利用券 の返還をしてください。	柳川市で利用していた方はご相談ください。
公立小中学校	三橋庁舎 3階 学校教育課 (TEL77-8863)	・登校日等の確認のため 学校教育課及び転出前の学校 に連絡してください。 ・転出後も転出前の学校に通いたい場合は、学校教育課へご相談ください。	転入届を済ませた後、転入学の手続きをしてください。
就学援助		・転出日(予定日)をお知らせください。	転出先でも就学援助を希望される場合は、転出先の教育委員会へ相談してください。
原付 小型特殊自動車	8番 税務課 (TEL77-8452)	柳川市もしくは転出先でナンバーを返納してください。	転出先で車両をそのまま使う場合は、手続きをしてください。
軽自動車		新住所地の管轄の 軽自動車検査協会 で、住所変更の手続きをしてください。	
バイク(125cc超)		新住所地の管轄の 陸運局 で、住所変更の手続きをしてください。	
上水道 下水道 (TEL77-8596)	2階 上下水道課	給水中止・下水道使用休止の手続きをしてください。 インターネットでの手続きも可能です。  中止届	給水開始・下水道使用開始の手続きをしてください。
犬の登録事項変更 (TEL77-8485)	2階 生活環境課	手続きの必要はありません。	犬鑑札の交換手続きをしてください。

※マイナンバー関係書類とあるものには、次のいずれかを持参してください。

●個人番号カード ●通知カードと運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードまたは特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付)のいずれか ●通知カードと医療もしくは介護の保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書のうち2つ以上

転出届をされた方に

柳川市から他の市町村へ転出される方は、新しい住所に住み始めた日から「**14日以内**」に新住所を確認のうえ、その市町村で転入届をしてください。

ご 注 意

14日以内に届けをしないと**5万円以下の過料**に処せられる場合があります。

◎転入届に必要なもの

- 1、転出証明書
- 2、印鑑
- 3、受給資格証明書(要介護認定申請中の人または認定済の人)
- 4、個人番号カード

◎転出を止めるとき

この転出証明書及び印鑑を持って、転出届をした市民課または市民サービス課の窓口で転出取消の届出をしてください。

※この転出証明書を紛失されたときは、転出届をした市民課または市民サービス課の窓口に申し出てください。

※その他詳しいことは、市民課または市民サービス課にお尋ねください。

※裏面もお読みください。